

## 公営企業会計適用の取組状況

(調査日：平成 30 年 4 月 1 日)

大分県総務部市町村振興課

地方公営企業法の財務規定等については、水道事業（簡易水道事業を除く）、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業、病院事業に適用されており、下水道事業や簡易水道事業等については、各団体の判断で任意に適用できることとなっています。

このような公営企業についても、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を推進するため、総務省から「公営企業会計の適用の推進について」（平成 27 年 1 月 27 日付総務大臣通知）等において、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間で「集中取組期間」として、公営企業会計へ移行することが要請されています。

下水道事業及び簡易水道事業については、公営企業会計を適用する必要性が高いとして、「重点事業」と位置づけられており、都道府県及び人口 3 万人以上の市区町村については、集中取組期間内に移行することが必要であるとされています。

- 大分県内における 3 万人以上の地方公共団体のうち、公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合は、下水道事業で 100.0%、簡易水道事業で 100.0%となっており、前回平成 29 年 4 月 1 日時点に実施した調査と比較すると、簡易水道事業は 9.1 ポイントの上昇が見られ、公営企業会計適用の取組が進行している。
- 3 万人未満の団体も含む県内全地方公共団体のうち、公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合は、下水道事業で 75.0%、簡易水道事業で 76.5%となっており、前回平成 29 年 4 月 1 日時点に実施した調査と比較すると、簡易水道事業は 5.9 ポイントの上昇が見られ、公営企業会計適用の取組が進行している。

### ○大分県内における公営企業会計適用の取組状況〔人口3万人以上の団体〕

(単位：団体)

	下 水 道 事 業		簡 易 水 道 事 業	
	団 体 数 ( 構 成 比 )	(参考)H29.4.1 時点調査	団 体 数 ( 構 成 比 )	(参考)H29.4.1 時点調査
① 適 用 済	3 (30.0%)	3 (30.0%)	6 (54.5%)	5 (45.5%)
② 適 用 に 取 組 中	7 (70.0%)	7 (70.0%)	5 (45.5%)	5 (45.5%)
小 計 ( ① + ② )	10 (100.0%)	10 (100.0%)	11 (100.0%)	10 (90.9%)
③ 検 討 中	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (9.1%)
④ 検 討 未 着 手	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合 計	10 (100.0%)	10 (100.0%)	11 (100.0%)	11 (100.0%)
(参考)合計(⑤その他を含む)	10	10	11	11

- ※ 下水道事業は、公共下水道(特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を含む)及び流域下水道に限る。
- ※ 簡易水道事業については、上水道事業への統合の取組も公営企業会計適用の取組として集計。(既に上水道事業へ統合した場合は「①適用済」、上水道事業への統合に取り組んでいる場合は「②取組中」としている。)
- ※ 一団体において複数の同種事業を有し、「①適用済」の事業と非適用事業(②～⑤)がある場合には、非適用事業の取組状況を当該団体の取組状況とする。同種事業において非適用事業が複数ある場合は、取組が最も進んでいる事業を当該団体の取組状況とする。されに下水道事業については、位置団体において異なる複数の事業がある場合、取組が最も進んでいる事業を団体の取組状況として整理する。(たとえば、取組状況が「①適用済」と「③検討中」の公共下水道2事業及び「②取組中」の特定公共下水道事業がある場合には、団体の取組状況を「②取組中」として整理する。)
- ※ 「⑤その他」は地方債の償還のみの事業、廃止予定事業等。

○大分県内における公営企業会計適用の取組状況〔全団体〕

(単位:団体)

	下水道事業		簡易水道事業	
	団体数(構成比)	(参考)H29.4.1時点調査	団体数(構成比)	(参考)H29.4.1時点調査
①適用済	3 (18.8%)	3 (18.8%)	8 (47.1%)	6 (35.3%)
②適用に取組中	9 (56.3%)	9 (56.3%)	5 (29.4%)	6 (35.3%)
小計(①+②)	12 (75.0%)	12 (75.0%)	13 (76.5%)	12 (70.6%)
③検討中	4 (25.0%)	2 (12.5%)	4 (23.5%)	4 (23.5%)
④検討未着手	0 (0.0%)	2 (12.5%)	0 (0.0%)	1 (5.9%)
合計	16 (100.0%)	16 (100.0%)	17 (100.0%)	17 (100.0%)
(参考)合計(⑤その他を含む)	16	16	18	18

※ 簡易水道事業については、上水道事業への統合の取組も公営企業会計適用の取組として集計。(既に上水道事業へ統合した場合は「①適用済」、上水道事業への統合に取り組んでいる場合は「②取組中」としている。)

※ 一団体において複数の同種事業を有し、「①適用済」の事業と非適用事業(②～⑤)がある場合には、非適用事業の取組状況を当該団体の取組状況とする。同種事業において非適用事業が複数ある場合は、取組が最も進んでいる事業を当該団体の取組状況とする。さらに下水道事業については、位置団体において異なる複数の事業がある場合、取組が最も進んでいる事業を団体の取組状況として整理する。(たとえば、取組状況が「①適用済」と「③検討中」の公共下水道2事業及び「②取組中」の特定公共下水道事業がある場合には、団体の取組状況を「②取組中」として整理する。)

※ 「⑤その他」は地方債の償還のみの事業、廃止予定事業等。

【問合せ先】市町村振興課財政班 山崎

電話 097-506-2415